資本金及び準備金の額の減少公告

当社は資本金の額を八百万二千円、資本準備金の額を五百七十五万円減少することにいたしました。この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年九月二十五日
掲載頁　九十六頁（号外第二一一号）
平成二十六年十月二日
東京都北区田端新町二丁目二〇番五号
株式会社斎藤商事
代表取締役　斎藤　壽一

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、株式の発行により、資本金及び資本準備金の額をそれぞれ一千万円増資すると同時に、資本金の額を一千万円、資本準備金の額を一千万円減少し、それぞれ三百万円、〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、計算書類の公告義務はありません。

平成二十六年十月二日
兵庫県川西市平野一丁目三七番一三号
有限会社日中友好協会
代表取締役　北　茂人

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十月十七日を基準日と定め、同日最終の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二日
札幌市中央区北三条東二丁目二番三〇
寿産業株式会社
代表取締役　鈴木　俊幸

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月四日開催予定の株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二日
横浜市港北区新横浜三丁目八番地一二
株式会社丸八ホールディングス
代表取締役　瀧口　陽夫

基準日設定につき通知公告

当社は、平成二十六年十月十七日を基準日と定め、同日午後五時現在の株主名簿上の株主をもって、平成二十六年十一月四日開催予定の臨時株主総会における議決権を行使できる株主と定めましたので公告します。

平成二十六年十月二日
大阪市中央区南本町四丁目一番一号
白洋産業株式会社
代表取締役　松本　祐之

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月二日
北海道室蘭市崎守町二九三番地一
株式会社室蘭カントリー倶楽部
代表取締役　尾崎　文昭

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月二日
宮城県仙台市若林区新寺一丁目三番四五号
株式会社アイソリューションズ
代表取締役　大友　馨

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月二十六日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月二日
群馬県前橋市飯土井町一二四六番地
新進冷凍株式会社
代表取締役　籠島　紳介

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十六年十月十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十六年十月二日
東京都千代田区岩本町二丁目一番一六号
森川産業株式会社
代表取締役　岡本　正敏

限定承認公告

本籍東京都千代田区神田神保町三丁目二五番地二、最後の住所東京都千代田区神田神保町三丁目二五番地　被相続人　亡　松尾　定一

右被相続人は平成二十六年五月十九日死亡し、その相続人は平成二十六年九月十六日東京家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日
東京都千代田区神田神保町三丁目二五番地
相続財産管理人　松尾　智弘

限定承認公告

本籍東京都世田谷区代沢一丁目七二番地、最後の住所横浜市青葉区美しが丘四丁目六番地四四　被相続人　亡　関　宏之

右被相続人は平成二十六年三月三日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十二日、横浜家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日
横浜市青葉区美しが丘四丁目六番地四四
相続財産管理人　関　比呂忠

限定承認公告

本籍長崎県佐世保市中原町七〇番地、最後の住所長崎県西海市大島町一八一三番地八真砂団地二―一棟四〇四号　被相続人　亡　森田林八郎

右被相続人は平成二十六年七月十日死亡し、その相続人は平成二十六年九月十八日長崎家庭裁判所佐世保支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日
名古屋市瑞穂区前田町二丁目一七番地
限定承認者　谷口　麻里

限定承認公告

本籍大阪市中央区南船場三丁目四八番地、最後の住所大阪府八尾市山本町南四丁目八番一二号　被相続人　亡　倉橋　治徳

右被相続人は平成二十六年七月二十四日死亡し、その相続人は平成二十六年九月二十四日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日
大阪市北区西天満四丁目六番三号ヴェール中之島北一〇〇二号
限定承認者赤澤麻純
代理人弁護士　日下部　昇

限定承認公告

本籍愛媛県新居浜市松原町四一七四番地、最後の住所愛媛県新居浜市松原町二番六五号　被相続人　亡　藤川　富義

右被相続人は平成二十六年七月六日死亡し、その相続人は平成二十六年九月十七日松山家庭裁判所西条支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年十月二日
愛媛県西条市北条七五六番地一
相続財産管理人　藤川　雄一

訂正公告

平成二十六年九月二十九日（号外第二一五号）掲載の有限会社たがみに係る解散公告中、住所「東京都久留米市学園町一丁目三番一三号」とあるは「東京都東久留米市学園町一丁目三番一三号」の誤りにつき訂正します。

平成二十六年十月二日

扱　店

正　誤

ページ	段	行	誤	正	
九下	六	前各項	平成二十六年七月九日（号外第百五十四号）公布財務省令第五十五号（減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令）（原稿誤り）	平成二十六年七月九日（号外第百五十四号）公布財務省令第四十九号（相続税法施行規則の一部を改正する省令）（原稿誤り）	前三項
九下	一九	終りから第二項第一号	同項第一号		
六九下	一九	終りから第二項第一号	同項第一号		
三一	三	終りから	防止	防止と	

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十月二日付第二二九号一二

八ページ●同日付政府調達第一八五号二四ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四二円（本体二、五二〇円）　本号一部　一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）